

誓 約 書

(あて先)
浜松市長 中 野 祐 介

今般、私が浜松市において実習するに当たっては、下記の事項を厳守することを誓います。

記

- 1 実習期間中は、所定の实習に専念する。
- 2 実習期間中は、浜松市の職員が遵守すべき地方公務員法その他の法令（浜松市条例及び規則等を含む。）を守るとともに、実習担当者の指揮、監督、助言等に従う。
- 3 浜松市の名誉を毀損するような言動及び浜松市の営む事業を阻止するような言動は行わない。
- 4 実習期間中に知り得た秘密は、一切漏洩しない。実習終了後においても同様とする。
- 5 実習において、浜松市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
- 6 実習期間中、自己の不注意により万一災害を受けた場合の処理については、浜松市に迷惑をかけることなく自己の責任において処理する。
- 7 上記5，6について、災害傷害保険、賠償責任保険に加入する。

令和 年 月 日

大学名 _____

学部学科名 _____ (学年 年)

氏 名 _____ (本人自署)

(裏面を両面印刷)

地方公務員法（抜粋）

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。